

「指定障害児相談支援」のぞみ園 利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人聖隷福祉事業団（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される指定障害児相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害児相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な児童福祉法に基づく指定障害児相談支援サービスを適切に提供する事を定めます。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

ただし、支給決定の有効期間が連続して更新された場合、本契約も支給決定の満了日まで効力を有します。

第3条（障害児支援利用計画の作成）

1. 事業者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という。）します。
3. 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
4. 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
5. 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児童福祉法（以下、「法」という。）第六条二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。
6. 相談支援専門員は、前項で作成した障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

7. 相談支援専門員は、給付決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等、その他の者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員は障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

第4条（障害児支援利用計画作成後の便宜の供与）

事業者は、障害児支援利用計画作成後において、次の各号に定める指定継続障害児支援利用援助を提供するものとします。

1. 相談支援専門員は障害児支援利用計画作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
2. 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

第5条（障害児支援利用計画の変更）

利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

第6条（障害児入所施設等への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条（利用者負担額及び実費負担額）

1. 事業者の提供する指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。
但し、障害児相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとします。
2. 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定計画相談支援サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
3. 前項の実費負担額は、1 カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払います。

第8条（事業者の基本的義務）

1. 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定障害児相談支援サービスを適切に行います。

2. 事業者は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定障害児相談サービスを行います。

第9条（事業者の具体的義務）

- 1.（安全配慮義務） 事業者は、指定障害児相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2.（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。
- 3.（守秘義務） 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定障害児相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4.（記録保存整備義務） 事業者は、指定障害児相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。

事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

第10条（事故と損害賠償）

1. 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、区市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
2. 事業者は、指定障害児相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第11条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

1. 利用者が死亡した場合
2. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
3. 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
4. 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
5. 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第12条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第13条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合

2. 事業者もしくは相談支援専門員が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
3. 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第14条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

1. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
2. 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

第15条（苦情解決）

1. 利用者は、本契約に基づく指定障害児相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
2. 利用者は、本契約に基づく指定障害児相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第16条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
事業者住所 静岡県浜松市中区元城町218番地26
代表者氏名 理事長 青木 善治 ⑩

住 所 _____

利用者氏名 _____ ⑩

代筆者氏名 _____（続柄 _____）

「指定障害児相談支援」のぞみ園 重要事項説明書

社会福祉法人聖隷福祉事業団

(事業所名) のぞみ園

当事業所は障害児計画相談支援事業者の指定を受けています。

(奄美市指定 事業所番号 4670002411)

この重要事項説明書は、当施設と利用契約を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して指定障害児相談支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として指定障害児相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援を当該利用者の意向、適正、障害の特性、その他の事情に応じ適切かつ効果的に行うものとします。

1 障害児計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称 (法人名)	しゃかいふくしほうじん せいれいふくしじぎょうだん 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
代表者氏名	理事長 青木 善治
本部所在地 (連絡先)	〒430-0946 静岡県浜松市中区元城町 218 番地 2 6 TEL 053-413-3300 Fax 053-413-3314
法人設立年月日	昭和 27 年 5 月 17 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

事業所の所在地等

事業所名称	のぞみ園
事業の種類	指定障害児相談支援事業 事業所番号 4670002411 指定特定相談支援事業 事業所番号 4634200432 平成 26 年 4 月 1 日指定奄保福第 1186 号
主たる対象者	障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童)
事業所所在地	〒894-0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町 41 番 3 号
所長・管理者	座安 香織
連絡先	TEL 0997-53-1718 FAX 0997-53-6776
事業所の通常の事業実施地域	奄美市及び龍郷町の全域とします。

事業所が行っている他の業務	児童発達支援センター（児童発達支援） 平成 26 年 1 月 1 日鹿児島県指定 4650002118 号 放課後等デイサービス 平成 26 年 1 月 1 日鹿児島県指定 4650002118 号
---------------	--

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的 運営方針	1. 指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 2. 指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 4. 関係法令等を遵守します。
---------------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯と利用定員

営業日	月曜日から金曜日までとなります。 ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時15分から午後5時15分までとなります。 ※24 時間連絡が連絡可能な体制を確保します。連絡先 0997-53-1718

(4) 職員の体制

〔各サービス提供時間帯の職員体制〕

職 種	常 勤	非 常 勤
1. 管理者	1 名	
2. 相談支援専門員	1 名以上	

※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理、障害児相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(2) 相談支援専門員

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を行います。

※当事業所では、医療的ケア児コーディネーター研修と強度行動障害支援者研修、精神障害者地域移行・地域定着推進研修を修了した職員を配置しています。

※当事業所は主任相談支援専門員を配置し、従業者への研修・助言等を行う整備をしています。

(3) 複数事業所の協働による体制

公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働する体制をとっています。

事業所名	職種	人数
聖隷かがやき	相談支援専門員	常勤 1名以上
特定相談支援事業所つなぐ	相談支援専門員	常勤 1名以上

3. 指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

4. 苦情を受け付けるための窓口

(1) 【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	大海 智美
苦情解決責任者	座安 香織 (のぞみ園 所長)
受付日	月曜日から金曜日までとなります。 ただし、国民の祝日・年末年始を除きます。
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとなります。
電話番号	0997-53-1718
FAX番号	0997-53-6776

※苦情受付ボックスを入口内に設置しています。

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は鹿児島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

① 奄美市福祉政策課障害福祉係

所在地	鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8
受付日	月曜日から金曜日までとなります。 ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前 9 時～午後 5 時
電話番号	0997-69-3025
FAX番号	0997-52-2784

② 鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会

社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会（利用支援センター）

所在地	〒890-8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号県社会福祉センター内
受付日	月曜日から金曜日までとなります。 ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前 9 時から午後 4 時までとなります。
電話番号	TEL 099-286-2200
FAX番号	FAX 099-257-5707 (※24 時間対応です。)
E-mail	tekisei@kaken-shakyo.jp (※24 時間対応です。)

5. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

6. サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

7. 守秘義務について

当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたり知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

社会福祉法人 聖隷福祉事業団

のぞみ園（指定障害児相談支援事業）

理事長 青木 善治 殿

私自身及び家族の個人情報については、サービス計画等に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される事業所内におけるサービス等会議、貴事業所以外との私の利用するサービスに係る指定障害児相談支援事業者等及び医療施設及び行政その他関係事業者への連絡調整において必要な場合、緊急時における情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を提供・使用することに同意いたします。

令和 年 月 日

指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
(名称) 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
(代表者) 理事長 青木 善治

説明者

(事業所) のぞみ園
(職・氏名) ㊦ 相談支援専門員 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住所)
(氏名) 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住所)
(氏名) 印
(続柄)